

別添（第7条関係）特記事項

（秘密の保持等）

第1条 受注者又はその使用人は、委託業務の執行に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小田原市個人情報保護条例、その他法令等を遵守し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者又はその使用人は、委託業務の執行に当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、発注者の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

（再委託の禁止）

第3条 受注者又はその使用人は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 受注者又はその使用人は、委託業務の執行に当たり収集し、又は作成した個人情報を本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（調査）

第5条 発注者は、受注者が委託業務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査することができる。

（勧告）

第6条 発注者は、受注者が委託業務の執行に当たり、個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

（取扱要領等の作成）

第7条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。